

福島市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 62 号

福島市税条例施行規則の一部を改正する規則

福島市税条例施行規則（昭和63年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「処分停止調書」を「滞納処分の停止決議書」に改め、同条第2項中「滞納処分停止通知書」を「滞納処分の停止通知書」に改め、同条第4項中「滞納処分停止取消通知書」を「滞納処分の停止取消通知書」に改める。

第45条第2項中「過誤納還付充当通知書」を「還付通知書」に改め、同条第3項中「過誤納還付充当通知書」を「充当通知書又は還付充当通知書」に改め、同条第4項及び第5項中「過誤納還付請求書」を「還付請求書」に改める。

第48条の2第1項中「交付要求書（執行機関用）」を「交付要求書」に改め、同条第2項中「交付要求書（権利者等用）」を「交付要求通知書」に改める。

第52条中「不納欠損調書」を「欠損調書」に改める。

第64条第3号中「償却資産課税台帳兼評価調書」を「施行規則第26号様式」に改める。

第64条の2第2項中「未登記家屋所有者（納税義務者・共有者）変更届出書」を「未登記家屋所有者（共有者）変更届出書」に改める。

第64条の3の見出し中「登記家屋」を「未登記家屋」に改める。

第65条中「固定資産税納税通知書」を「固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）納税通知書」に改める。

第66条第2項中「申告書」を「申告者」に改める。

第67条中「固定資産税・都市計画税賦課更正決定通知書」を「固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）更正（賦課）決定通知書又は固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）更正（価格）決定通知書」に改める。

第68条第1項中「固定資産税減免申請書」を「固定資産税・都市計画税減免申請書」に改め、同条第2項中「固定資産税減免決定通知書」を「固

定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）減免決定通知書」に改め、同条第3項中「固定資産税減免事由消滅申出書」を「固定資産税・都市計画税減免事由消滅申出書」に改める。

第80条第2項中「特別土地保有税非課税土地・特例譲渡・免除土地認定（否認）通知書」を「特別土地保有税に係る非課税土地・特例譲渡・免除土地認定（否認）通知書」に改め、同条第4項中「特別土地保有税非課税土地・特例譲渡・免除土地確認（否認）通知書」を「特別土地保有税に係る非課税土地・特例譲渡・免除土地確認（否認）通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。